

# 独立行政法人国立病院機構宮城病院保育所運營業務委託一式 に関する業者選定公募の公示

国立病院機構宮城病院における保育所運營業務委託に関し、業者選定のため業務等提案書を公募することとしますので、希望する者は、次のとおり提出願います。

平成29年 9月26日

独立行政法人国立病院機構宮城病院  
院長 永野 功

## 1. 概 要

### (1) 件 名

保育所運營業務委託一式

### (2) 内 容

独立行政法人国立病院機構宮城病院（以下「病院」という。）の円滑な病院運営に資するため、職員がキャリアを中断することなく安心して働き続けられる職場環境づくりの一環として、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる院内保育所（つくし保育園）を有しており、職員の子及び近隣地域の乳幼児等を対象とした保育所の運營業務委託を行うものである。

### (3) 契約期間

平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日（3年間）

## 2. 企画提案書、見積書の提出者に要求される資格

### (1) 保育・託児施設（施設及び運営に係る認可外保育施設指導監査基準を満たすもの又は認可保育所）の良好な運営実績を有すること。

地域型保育事業（事業所内保育所）の運営実績を有することが望ましい。

### (2) 次に掲げる者（独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条及び第6条の事項に該当する者）は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ウ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者。

エ 次の各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過していない者

なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

- ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ⑦ 前各号に類する行為を行った者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
  - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に定める欠格事由の申請者を競争参加者に読み替え、これに該当しないこと。
- (5) 社会福祉法人及び学校法人以外の者は、市町村税を滞納していないこと。
- (6) 保育事業において改善勧告を受けた場合は、改善が行われたと認められていること、もしくは改善勧告を受けて5年を経過していること。
- (7) その他、詳細は、「説明書」、「仕様書」、「評価基準」による。

### 3. 手続き等

(1) 担当係、交付・提出場所

〒989-2202 宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原100  
独立行政法人国立病院機構宮城病院 企画課 契約係長 小野寺 慶陽  
電話 0223-37-2628

(2) 説明書の交付期間

平成29年9月26日(火)から平成29年10月20日(金)  
8時30分から17時00分まで(土・日・祝祭日は除く。)

(3) 質問書の提出期限

平成29年10月13日(金) 17時00分まで

(4) 企画書の提出期限

平成29年10月23日(月) 17時00分まで

(5) 見積書の提出期限

平成29年10月23日(月) 17時00分まで

なお、提出に当たっては、持参又は郵送(上記期限までに必着)とする。

(6) 見積書の開封

① 日 時 平成29年10月27日(金) 10時00分

② 場 所 国立病院機構宮城病院 大会議室

### 4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は提案書は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否 . . . 要
- (3) プレゼンテーション . . . 平成29年10月24日(火) 14時30分  
詳細は別途連絡する。
- (4) 企画書のヒアリング . . . 必要に応じて実施する。
- (5) 関連情報を入手するための窓口 . . . 上記3(1)に同じ
- (6) その他、詳細は、「説明書」、「仕様書」、「評価基準」による。